

## 選挙権年齢の引下げに関する検討状況について

総務省

- 日本国憲法の改正手続に関する法律案の国会審議においても取り上げられていたところではありますが、選挙権年齢の引下げについては、民法上の判断能力と参政権の判断能力とは一致すべきであること、諸外国においても成年年齢に合わせて18歳以上の国民に投票権・選挙権を与える例が多いこと等から、選挙権年齢と民法の成年年齢等は一致させることが適当であると考えられるところでもあります。
- 平成19年5月の日本国憲法の改正手続に関する法律の成立を受けて、政府においては、内閣官房副長官（事務）を委員長とする「年齢条項の見直しに関する検討委員会」が設置され、公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の年齢条項について検討が行われてきたところでもあります。
- 民法の定める成年年齢については、平成21年10月の法制審議会答申において、18歳に引き下げるのが適当としつつも、消費者被害の軽減などの環境整備が必要であり、現時点で直ちに引下げを行うことは適当でないとされたところでもあります。
- こうしたことなどから、日本国憲法の改正手続に関する法律が施行された平成22年5月までには、公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について、必要な法制上の措置を講ずるに至らなかったところでもあります。
- 総務省としては、選挙権年齢の引下げのための法的措置については、内閣官房等とも連携し、法律体系全体の整合性を図りながら、適切に対処してまいりたいと考えております。